

一 般 質 問

令和4年12月定例会

No.	質 問 者	質 問 事 項
1	13番 成川 保美	新町長に今後の町づくりについて問う
2	2番 古宮 祐二	中学校通学の現状と課題を問う
3	5番 峯尾 進	農村環境改善センターの更新について
4	3番 多田 勲	第8波に向けたコロナ感染症対策は
5	8番 加藤 久美	(1) 子どもの健康を大切にする町づくりについて (2) 戸村町長の選挙公約について
6	1番 石渡 正次	宮原地区の2事業に対する町長の見解は
7	12番 原 憲三	高校生と大学生等を持つ保護者に教育補助を
8	7番 尾尻 孝和	戸村新町長の町政にとりくむ基本姿勢について

<https://www.town.nakai.kanagawa.jp>

※通告内容については、町ホームページにも掲載しています。

議会事務局

TEL 81-3905

【問】 1 新町長に今後の町づくりについて問う	13番 成川 保美
<p>8年振りに町長選挙が行われ、戸村町政が誕生した。「ひとだすけはまちづくり、暮らす人の幸福が一番」、「100%なかい なかいの真価を、この国と世界に位置づける」、「公僕（パブリック・サーバント）を貫く」と3つの約束の元で、町民から沢山の支持を得て町長に当選された。町民から託された一票一票には、それぞれの思いが託されている。その願いを受け止め、限りある財源の中でどのように応えていくのか。また、町民の幸福を求めて、様々な公約を掲げている。具体的にどのように実施され、好循環のまちづくりにするのかをお尋ねします。</p> <p>1、早急に1年以内に行うべきものとは。 予約なしでオンデマンドバスに乗れる買い物便や改善センターを、既存の場所で更新する考えとは。</p> <p>2、4年間で形にできるものとは。 加齢性難聴への補聴器購入補助で社会参加をサポートする事や、婚活支援とは。</p> <p>3、中長期的に道筋をつけるものとは。 町役場から始めるジェンダーギャップ解消、役場等のインターンシップで、中井で働ける可能性を後押する事などを中長期的とした理由とは。 一丸となって、町民に喜ばれる温かく活気ある町役場になる事を期待し、質問致します。</p>	
【町長答】	
<p>13番、成川議員の「新町長に今後の町づくりについて問う」のご質問にお答えいたします。 なお、私の選挙公約に掲げた政策の取り組む時期等に係るご質問ですので、3点あわせてご回答させていただきます。</p> <p>私は、議員として3期11年、まちづくりに携わる中で培ってきた、中井町が抱える課題の解決策について、政策が互いに連携し、最小の経費で多様な効果を生み出すよう「政策ユニバース」としてまとめ、取り組む政策について時期を明示した上で、町民の皆様にお示しさせていただきました。</p> <p>各政策に取り組む時期については、緊急性があるもの、町民ニーズが高いもの、時世により速やかに実施することで効果がある政策を1年以内に行うべきもの、団塊の世代が75歳以上なる2025年を万全に迎えるために必要な政策を4年間で形にできるもの、団塊ジュニアの世代が65歳以上となる2040年を見据え持続可能なまちづくりのために必要な政策を中長期的に道筋をつけるものとして、3つに分けさせていただきました。</p> <p>1年以内に行うべきものとした政策のうち、予約なしでオンデマンドバスに乗れる買い物便は、オンデマンドバスは利用したいが予約することが面倒だとの町民のお声に応えるため、まずは、現行のオンデマンドバスの運行方法を前提に、地域の皆様で乗り合い利用するグループづくりの支援に取り組み、利用者各々が予約することなくオンデマンドバスを利用できるような仕組みづくりを行います。</p> <p>改善センターの更新については、生涯学習の推進や文化振興のためには、多様な人が安心して利用でき、改善センターが持つ機能を強化・拡充した施設が必要です。この施設は、今後の町財政への影響等を勘案し、改善センターの建替えにより、町のランドマークとなる新たな施設を建設することが適当だと考えています。令和5年度にこれまでの検討体制の見直しや建設スケジュール等を定め、令和6年度にワークショップ形式等で多くの人と議論し、必要な機能等を決定してまいります。</p> <p>4年間で形にできるもののうち、加齢性難聴への補聴器購入補助については、本町議会が令和3年3月に政府・国会に提出された意見書にもあるように、高齢者の社会参加を促すとともに交流促進、健康増進や介護予防等に繋がるもので、国・県の対応を見定めつつ、高齢者施策の全体的な制度調整を行い、対応してまいります。</p> <p>また、婚活支援については、家庭を持ちたいが出会いの機会が少ない方を対象に、民間と連携した婚活支援を行ってまいります。</p> <p>中長期的に道筋をつけるものとした政策の考え方については先ほどご回答させていただいたとおりですが、役場職員の人材育成やジェンダーギャップ解消は、職員の働く環境と意識の双方を整え、その成果が見えるには長期間を要することから、中長期的な政策に位置付けましたが、役場のインターンシップの受入れなど、早期に着手・開始することができるものは準備が整い次第、実施してまいります。</p> <p>最後に、私は、限られた財源の中で、政策が互いに連携することにより多様な効果を生み出す好循環のまちづくり、町民皆様のお声をしっかりお聞きし、その声に応えることにより町民に信頼され、暮らす人の幸福が一番のまちづくりを行ってまいります。議員各位の一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます、答弁を終わります。</p>	

【問】 2 中学校通学の現状と課題を問う	2番 古宮 祐二
<p>働きながら、子どもを育てている現役世代にとって、朝の20分はとても貴重である。</p> <p>以前、中井中学校で行われた通学に関するアンケートによると、当時の中学生の約半数が車の送迎による登下校をしていた。時間にして5分、10分であるが、送迎を行う保護者にしてみれば、その倍の時間を要することになる。</p> <p>それが毎日、行きも帰りも続くとなると、保護者の負担は計り知れない。</p> <p>次に多かった通学手段は徒歩で、通学路の暗さから徒歩で通学させることに不安の声もあがっていた。</p> <p>現在も多くの方からそのような事を耳にする。</p> <p>車か、徒歩か、バスか、または新しい通学手段か。保護者の負担軽減のため、子どもたちの安全な通学のため、町の考えを伺います。</p> <p>1、徒歩通学生徒の安全は確保されているか。</p>	

- 2、なぜバス通学者が少ないのか。
- 3、車による送迎時の課題と対策は。
- 4、自転車通学はなぜ許可されないのか。

【町長答】

(町長答弁)

2番 古宮議員の「中学校通学の現状と課題を問う」のご質問についてお答えいたします。

本町では、小・中学校における安全・安心な学校づくりの充実に向けて、地域や保護者、教育委員会を含む行政が一体となって、通学路点検や地区パトロールなどの取り組みを行っています。引き続き、地域、保護者や関係機関と連携しながら地域とともにある学校づくりに努めてまいりたいと考えています。

それでは、古宮議員ご質問の詳細につきましては、教育長より答弁させていただきます。

(教育長答弁)

それでは、私からお答えします。

1点目についてお答えします。教育委員会では、平成27年6月に中井町通学路交通安全プログラムを策定し、教育委員会と学校のみならず、PTA、警察など関係者・関係機関の協力のもとで、通学路における児童・生徒の安全確保に努めています。

各小・中学校では、年度初めに通学路における危険箇所を確認し、改善が必要であれば、各学校から教育委員会に6月末を目途に毎年危険箇所に関する報告をもらうこととなっています。

この報告を受けて、学校、PTA、警察、県、町、教育委員会の関係者が、通学路における危険箇所の合同点検を行います。

点検後は、交通安全推進会議を開催し、具体的な対策について協議します。また、実際に対策を講じたり、改善箇所を再度効果測定したりすることで、通学路の安全確保を図っております。

2点目、3点目については関連がありますので、まとめてお答えします。

バス利用者が少ないことに対する要因としては、朝の登校時における路線バスの運行時間帯や本数、自宅近くに適当なバス停がないこと、そして安全に子どもを学校に送りたいという保護者の考えなどがあると思われます。

生徒の登下校については、安全確保を第一に考えなければなりません。そこで、中学校では、検討を重ねてきた結果、徒歩又はバス利用による登下校を原則としています。

しかしながら、実態としては保護者による車での送迎が多く、特に、朝の登校時には、中井中央公園入口の信号付近において生徒を送る車が集中し、混雑する時間帯があると認識しています。このような状況を改善するために、これまでも警察に相談してきた経緯はありますが、今後も継続して、時差式信号の設定など交通管理者への働きかけを行っていきたく考えます。

4点目についてお答えします。本町では、通学路に高低差やカーブが多いなどの地理的な条件や、朝の通学時の道路事情などを総合的に勘案すると、自転車通学者の安全を確保することは、極めて難しい状況にあります。このような理由から、自転車通学は許可していませんのでご理解賜りたいと存じます。

【問】3 農村環境改善センターの更新について

5番 峯尾 進

本町の公共施設等については、現在の農村環境改善センターが多年経過に伴い、新しい施設の整備に向け、平成21年度より、検討委員会及び建設準備委員会等で協議が進められてきました。他の候補地の選定や、立て替えなど、様々な検討がされてきましたが、財政的な問題から一時延期の方向で現在に至ります。ここで戸村町長においては、施設は現在地にとどめ、機能強化にて更新の方針を打ち出している。公共施設長寿命化計画との整合性を保ちながら、公約実現のために、その方向と課題を問う。

- 1、農村環境改善センターの更新の概要と課題点は。
- 2、機能強化で施設の充実をどう図るのか。
- 3、更新費用の試算と財源の確保は。
- 4、町民のコンセンサスを得るために既存の協議体制の継続は。

【町長答】

5番、峯尾議員の「農村環境改善センターの更新について」のご質問についてお答えいたします。

中井町農村環境センターは、昭和58年に町民の社会的、文化的な生活向上の推進、地域連帯感の高揚を目的として設置され、各種会議や講演会の開催や、スポーツ活動の場として幅広く活用されています。

しかし、施設の老朽化や、バリアフリーへの対応などの観点から、施設建替えの必要性を強く感じています。

公共施設の更新では、少子高齢化や人口減少等による利用需要の変化、町有施設全体での最適化など長期的な視点も考慮するとともに、裏付けとなる財源を適切に見込み、財政運営上の課題を整理していく必要があります。

これまで生涯学習施設整備にあつては、役場周辺の土地利用を含め施設機能のあり方や財源確保の問題等、検討が重ねられてきました。

私は公約でお示ししたとおり、今後の財政への影響等も勘案し、既存の場所で建替えることとし、町のランドマークといえる施設を整備することで、多様な人々が安心して利用でき、その活動の場を提供するだけでなく、人と人をつなぎ新たな活動をつくりだすことが重要と考えております。

そのために、独立した施設機能を表す「館（やかた）」という考え方から、既存の公共施設の活用・連携といっ

た視点である、交流や循環を生み出す「環（循環の環）」の発想に基づく施設整備により、これまでの周辺市町へ依存しがちだった文化施設での活動を、より身近に経験・体験のできる環境整備に向けた検討を進めてまいります。
 なお、今後の検討にあたっては、令和5年度にこれまでの検討体制の見直しや建設スケジュール等を定めることとし、これまでの建設準備委員会については、新たにワークショップ形式等による検討体制の見直しを行い、広く町民や関係者との議論を重ね、必要な機能等を決定していくことで、人ありき活動ありきの町民が納得する姿を目指してまいります。

また、建替えにあたっての財源確保については、これまで施設建設を念頭に公共施設建設費準備積立基金等への積み立ても行ってきていますので、こうした基金や起債等の活用を考えております。

改善センターの建替えについては、町民にとってより良い施設となるよう進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

【問】 4 第8波に向けたコロナ感染症対策は

3番 多田 勲

11月10日政府分科会の尾身茂会長は「新しい感染の波に入りつつある」と述べ、新型コロナウイルス感染拡大の第8波に入りつつあるという認識を示しました。

2020年1月より世界に広がったコロナ感染症ですが、当初の対策は手探りから始まり、その後も新たな変異株による拡大を繰り返し、町民生活や経済、社会活動に大きな影響を及ぼし続け、医療機関や各福祉施設をはじめ、町の関係部局も負担が増し、限界状態となっています。危機的状況下にあります。新型コロナウイルス感染症の脅威から町民の不安を解消し町民の健康や生活を守り、安全・安心なまちづくりを着実に進めていかなければなりません。町の新型コロナウイルス感染症対策について、現在の状況と今後の見通しについて伺います。

- 1、マスク社会となり、その効用や弊害についての認識と今後の着用の考えは。
- 2、現在のワクチン接種状況と第8波に向けた課題と対策は。
- 3、陽性者の自宅療養の実態把握と生活支援状況は。
- 4、コロナ後遺症の実態把握と相談体制の必要性についてどのように考えているか。
- 5、コロナ感染拡大時における役場業務機能を維持する取り組みは。

【町長答】

3番、多田議員の「第8波に向けたコロナ感染症対策は」の質問にお答えします。

新型コロナウイルスのパンデミック（世界的大流行）から2年半余りが経過し、海外では今や“ノーマスク”がノーマルとなっているようです。

日本では、11月に入りコロナ感染者数が再び増加に転じ、第8波への警戒感が強まっています。

新型コロナとインフルエンザの同時流行に備え、手指消毒やこまめな換気と合わせ、適切なマスク着用による感染を拡大させないための基本的な取り組みの継続が求められています。

1点目のご質問ですが、マスクはウイルス吸入量の減少とウイルス拡散を防ぐ効果があり、双方がマスク着用することでウイルスの吸入を7割以上抑える研究結果が報告されています。

一方で、マスク着用による頭痛、皮膚炎、熱中症などの疾患とともに、子どもの体調変化に気づきにくい、表情や感情が読み取りにくい、コミュニケーションの質の低下などがあると認識しています。

屋外や周囲に人がいない場所でのマスクのオン・オフは実践されつつありますが、マスクは感染防止において有用であることから、第8波の推移を見定めながら、脱マスクの推奨は慎重を期してまいります。

2点目のご質問ですが、町の接種状況については60歳以上の82.7%が4回目接種を、12歳以上の78.4%が3回目接種を受けています。

オミクロン株対応ワクチンの年内接種に向けて、高齢者の6割、初回接種を完了した人の全体の4割が年内に接種できるよう体制を整えていきます。

今季は、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行により、多くの発熱患者が同時に生ずる可能性が懸念されており、発熱外来等にかかりづらくなることが想定されます。

重症化リスクの高い方は、発熱などの体調不良時には速やかに発熱外来を受診していただき、重症化リスクの低い方は、まずはご自身で新型コロナの抗原定性検査キットで検査していただくよう、一人ひとりの重症化リスク等にに応じた外来受診・療養の協力を呼びかけてまいります。

3点目のご質問ですが、自宅療養者に対する健康観察、食事・日用品の提供は基本的に都道府県の役割となっており、必要に応じて市町村と連携することとされています。

本町では、県との協定に基づき、自宅療養者サポートを行うため、食料品等の確保にお困りの町民へ配送支援を実施しています。自宅療養者の実態把握につきましては、協定に基づく「自宅・自主療養者」の日次報告のほか、自主療養者市町村別一覧（週報）など、県からの情報提供により状況把握に努めております。

4点目のご質問ですが、コロナ後遺症の実態把握と相談体制にあたっては、陽性者情報を一元管理する県（保健所）の役割と認識しております。

新型コロナウイルス感染の罹患後症状と思っても、他の病気が隠れている場合や、持病がある場合はその症状が悪化することもあります。住民に、もっとも身近な基礎自治体としては、かかりつけ医や対応医療機関、オンライン診療を含めた相談・受診を検討するようご案内に努めてまいりますのでご理解願います。

5点目のご質問ですが、多数の職員が感染者又は自宅待機者となった場合、業務継続計画での非常時優先業務に位置づけられた業務については、代替職員が速やかに対応できるようマニュアル作成を行っており業務継続の確保を図っております。

【問】 5 (1) 子どもの健康を大切にする町づくりについて

8番 加藤 久美

誰もが健康で暮らせるよう、定期的な健康診断など、町には様々な仕組みが設けられています。自分の健康状態を確認することは、将来の病気を予防する上でとても重要です。

病気など早期発見により、身体の負担、お金の負担、家族の負担が小さくなります。特に子どもは自ら症状を訴えにくく、先天性である場合は病気に気づきにくいこともあるので、多様な検査を早期に行うことが大切です。以下質問を踏まえ、大人になっても健康で幸せでいられるよう「子どもの健康を大切に作る町づくりについて」質問します。

- 1、視覚異常の早期発見のため、3歳児健診に目の「屈折検査」学童期の「色覚検査」導入について見解を伺います。
- 2、学校保健安全法に位置付けられる検査の結果は、確実に医療に繋がっているのか。
- 3、コロナウイルス感染症に関連し、子どもの健康課題について伺います。

【町長答】

8番、加藤議員の1点目についてお答えします。子どもの視力の発達は3、4歳くらいまでにピークを迎え、6歳頃までにはほぼ完成すると言われており、早期検査の重要性は認識しております。

現在も保護者アンケートによる1次検査で観察が必要とされた子どもに対し、2次検査として全員、屈折検査を実施していますが、1次検査の回答内容によっては、弱視を発見できない場合も考えられることから、将来を担う子どもたちの目の健康推進のため来年度より3歳児健診に屈折検査を実施してまいります。

小・中学校における色覚検査については、平成15年度から定期健康診断から削除され、希望者に対する検査に移行しました。現在、小・中学校では、毎年度「保健だより」により情報提供を行い、希望する児童・生徒や保護者から事前に同意を得たうえで色覚検査や指導を行うこととしていますのでご理解賜りたいと存じます。

2点目についてお答えします。小・中学校では、毎年度、学校医等による定期健康診断を実施し、児童・生徒が自分の健康状態を認識するとともに、教職員が結果を把握して適切な保健指導を行うことにより児童・生徒の健康の保持増進を図っています。

また、健康診断の結果は、心身の疾病や異常が認められず、健康と認められる児童・生徒についても必ず保護者にお知らせし、特に、健康課題がある児童・生徒については、専門医への相談や受診を勧めています。受診等の結果についても保護者に情報提供をお願いしながら児童・生徒の健康把握に努めていますので、引き続き、教育委員会と学校との連携の下で適切に対応してまいりたいと考えます。

3点目についてお答えします。長引くコロナの影響により公共施設の閉鎖や学校教育においても教育活動を制限せざるを得ない状況が続きました。体を動かし十分な身体活動量を確保することは、身体の発達と健康を増進し、自律神経や心の発達にも大きな影響を与えます。なかいこども園では、感染防止対策を行いながら外遊び時間を確保してきたところですが、家庭における外遊びの減少による影響を受けている園児も考えられることから、引き続き、一人ひとりの状況に寄り添い、丁寧な教育保育の提供に努め、園児の健全育成を図ってまいります。

また、児童・生徒においては、学校生活や家庭における身体活動の制限により体力低下や、スマートフォン、ゲームに費やす時間の増加による視力低下が懸念される所です。これまで制限していた児童・生徒の教育活動を徐々に元に戻す取り組みや保護者に対して子ども達の生活改善を促す啓発を行うことにより、児童・生徒の健全な健康保持に努めてまいります。

【問】5(2) 戸村町長の選挙公約について

8番 加藤 久美

- 戸村町長はいくつもの選挙公約を掲げ、町民の支持を得て町長となられました。特に次の5点について、これからの町政をどのように進めていくお考えなのかを、お尋ねします。
- 1、町長が唱える「幸福」を行政としてどのように実現しようと考えているのか。
 - 2、高校卒業までとした医療費の無償化と高校生教科書代補助についていつから取り組むのか。
 - 3、外国籍児童生徒支援の具体的な内容は。
 - 4、「仕事と家庭で活躍する女性への理解と支援について」とは具体的にどのような事なのか。
 - 5、給食センターはまず耐震化とのことだが、その理由と将来的な構想は。

【町長答】

2問目のご質問「戸村町長の選挙公約について」にお答えいたします。

なお、教育委員会が所管する事項のご質問についても、選挙公約に掲げた事項であることから私から一括してご回答させていただきますので、ご理解をいただきたいと存じます。

1点目については、私が町民の皆様にお約束した3つの約束のうちの1つ、Mission・果たすべき使命は、「ひとだすけはまちづくり、暮らす人の幸福が一番」です。介護・福祉・医療、教育・子育て支援、防災や移動といった暮らしに直結する施策を、お一人おひとりが抱える困難に向き合い、きめ細やかに展開すること。また、町民のお力を最大限に生かし、やりがいと喜びのある、助け合いの地域づくりを支援することが、中井町に暮らす人の幸福につながると考えています。町民の皆様の幸せを最優先に、助け合いの愛の町を目指してまいります。

2点目についてお答えします。高校卒業までの医療費無償化については、令和5年7月から実施するため、現在、令和5年第1回定例会に条例改正議案を提出させていただく準備や関係団体等との事務調整を行っています。高校生教科書代補助については、令和5年度に制度設計し、令和6年度から実施できるように教育委員会と調整を行ってまいります。

3点目については、本町では、外国籍の児童・生徒の増加に伴い、平成30年4月から井ノ口小学校及び中井中学校に国際教室を設置し、担当教員を中心に日本語指導員や学生ボランティアにより日本語指導を行っています。今後は、各学校が、児童・生徒やその保護者との対応が更にスムーズにできるよう各学校への翻訳機の配置や民間企業の協力を得て、実態にあわせた支援・指導の充実を図ることができるよう教育委員会と検討、調整を行ってまいります。

4点目については、男女が共に仕事と生活の調和がとれた働き方ができ、すべての人にとって働きやすい持続可能な社会を構築していくためには、男女共同参画の推進が必要不可欠です。町もその推進に取り組んでいます。

が、家庭ではワンオペ育児等の負担の偏りが町内でも見聞されることから、家庭でのジェンダーギャップの解消に向けて、子育て世代をターゲットに啓発等を行っていきたくと考えています。また、女性への支援については、人口増加策の基盤となる重要なポイントであることから、若い世代から中高年まで、それぞれの世代に即した支援策を検討してまいります。

5点目については、今年度、学校給食センターの耐震診断を行っておりますので、その結果を踏まえ、耐震化補強工事等の対応を行ってまいります。また、学校給食センターを含む学校施設の今後については、子ども達一人ひとりに向けた学校教育の充実を第一に考え、今後の少子化の伸展や学校施設の状況を見極め、中長期的に道筋を示していきたくと考えておりますのでご理解いただきたくと存じます。

【問】6 宮原地区の2事業に対する町長の見解は

1番 石渡 正次

コロナ感染症が世界中でまん延し、様々な職種に様々な影響を与えてきた。宮原地区の土地区画整理事業及び土地改良事業も同様で、1年間の停滞を余儀なくされてきている。しかし、地元住民の関心は薄れることなく、事業はどのように進んでいるのか、地元の不利益となるような事態が起きようとしていないか等、不安が脳裏から離れることはない。更に、事業が施行される場所から離れている住民も疑問や意見を持つ等、主体的で積極的な姿勢を呈すように変化してきている。

そこで、町長が変わったのを機に、新町長の2事業に対する考えや姿勢を確認すると共に、疑問や不安を抱える住民の気持ちに安堵できるようにと考え、質問いたします。

1、2事業に対し、支出や収入の面でどのような目論見をしているか。また、事業終了後にどのような展望を描いているか。

2、事業を進めていく過程で生じると考えられる交通や環境等の問題に対し、実際に事業を進める組合や業者に向けて、町はどのような指導助言をしていく考えか。

3、事業を進める過程での個人や自治会からの要望や意見に対し、どのような対応を図る考えか。

【町長答】

1番 石渡議員の「宮原地区の2事業に対する町長の見解は」についてのご質問にお答えいたします。

町では、第6次中井町総合計画で掲げる町の将来像である「一人ひとりが主役！魅力育む 里都まち♡なかい」の実現に向け、新たな産業拠点など土地の有効利用を進めていくため、東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺に新たな産業系市街地整備及び大規模営農を目的とした農業基盤整備の推進に向け、関係機関と協議を進めてきましたが、県警本部との道路線形協議、事業区域の変更協議、土地改良事業区域内での林地開発協議などに時間を要したことにより、年1回開催される国土利用計画審議会に諮れなかったことから、スケジュールを見直さざるを得ない状況になりました。

現在は、令和5年3月の市街化区域編入を目指しており、市街地整備事業として行われる土地区画整理事業、農業基盤整備事業として行われる土地改良事業のいずれも、神奈川県に対し設立認可申請書が提出され、市街化区域編入と同時期の認可に向け、手続きが進められています。

それでは、1点目から3点目の質問にまとめて回答させていただきます。

本事業につきましては、組合施行の事業でございますので、工事費などの事業費の大半は地権者の所有する土地の減歩による保留地売却費や建設発生土の受け入れ費で賄うこととなります。

町では、本事業の推進を図るため、秦野市と共同で実施する土地区画整理事業に対しては、秦野市と整合を図った中井町土地区画整理事業補助金交付要綱の規定に基づき補助金を支出することを予定しておりますが、土地区画整理事業予定地内については市街化区域への編入により、宅地化及び建築物等の建築に伴う固定資産税の増収や企業進出に伴う法人町民税の増収が見込まれると共に、雇用創出や定住促進につながり、町の活性化の一助になるものと考えています。

また、事業の施行に伴う周辺への影響、配慮については、それぞれの事業計画策定時において、事業区域に隣接する地域の方への説明会でいただいたご意見等も踏まえたものとなるよう助言、指導を行い、造成計画、排水計画の見直しに至ったことで、最大限の配慮がなされたものとなっていると認識しております。

今後も、事業認可後に設立される土地区画整理組合、土地改良区及び施工業者に対し、整備中の安全確保と周辺住環境への配慮を求めるとともに、自治会を通じ周辺地域への工事説明会の開催などを求めるなど、組合へ指導してまいりますのでご理解の程よろしく申し上げます。

【問】7 高校生と大学生等を持つ保護者に教育補助を

12番 原 憲三

先日の中井町長選挙において、戸村町長が誕生しました。「応える町政で中井が変わる」をモットーに数々の公約を掲げ、当選されたことは町民期待のあらわれだと思えます。今後の4年間、また、明るい中井町の将来に、町長の手腕に大いに期待するところであります。

さて、国内の情勢に目を向けますと令和4年度に入り、食料品、日用品、家電、燃料等、あらゆる商品や公共料金等が値上がりし、家計を直撃しています。

特に高校、大学、各種学校に通学されている子を持つ保護者にとりましては、高額な授業料の負担があり、家計への圧迫が危惧されることです。

高齢者や、非課税世帯などの支援も大切なことだと思いますが、町長が公約でも「中井っ子は町の宝、みんなで育てよう」と申されているとおり、補助金を支給する考えは。

- 1、高校生のいる世帯に1人当たり、月額1万円を支給する考えは。
- 2、大学生のいる世帯に1人当たり、月額2万円を支給する考えは。

【町長答】

12番 原議員の「高校生と大学生等を持つ保護者に教育補助を」のご質問についてお答えいたします。

近年、高齢化や少子化の伸展、さらにはコロナ禍と私たちの住むこの中井町も多様な課題に直面し、多くの町民の方々から、人口減少や子ども達の将来への不安に関する声が私にも寄せられました。そうした声に親身にお応えし、暮らす人の幸福を第一にまちづくりを展開していくことが私の決意であります。特に、子育て世帯に対する支援の更なる充実につきましては、必要となる財源の有効活用など財政状況との整合性を踏まえ、取り組んでまいりたいと考えています。

それでは1点目と2点目を合わせて、お答えいたします。

中学校を卒業したあとの高校生に対する支援につきましては、私自身の選挙公約でもあります、高校生までの医療費無償化と高校生の教科書代支援の取り組みを今後進めてまいりたいと考えております。従って、高校生のいる世帯に対する月額1万円の支給については実施の考えはありません。

また、令和2年度において、コロナ禍における学業支援の一助として、高校生や大学生に対し給付金を支給した経緯がありました。しかしながら、大学生に対する給付金の支給のあり方については、その支給目的や意義についても十分熟議が必要であると考えております。従って、大学生のいる世帯に対する月額2万円の支給についても実施の考えはありません。

「中井っ子は町の宝、みんなで育てよう」。その想いは一貫しております。高校生等への支援のあり方については、町民皆様と共有し、推進してまいりたいと考えておりますのでご理解賜りたいと存じます。

【問】 8 戸村新町長の町政にとりくむ基本姿勢について

7番 尾尻 孝和

戸村新町長は先の町長選挙で「応える町政で中井が変わる」「暮らす人の幸福を第一に町づくりを展開します」とうったえ、各分野にわたる政策を掲げられました。

町長の町政にとりくむ基本姿勢についてうかがいます。

1、日本国憲法を今後どのようにすべきと考え、また、町政の運営にあたって日本国憲法をどのように位置付けるお考えでしょうか。

2、日本国憲法のかかげる地方自治の本旨（住民自治と団体自治）をどのようにつらぬき、具体化されるお考えでしょうか。

3、掲げられた公約はそれぞれの分野について、1年以内におこなうべきもの、4年間で形にできるもの、中長期的に道筋をつけるものとして示されました。公約のうち以下についての基本的考え方と具体策は。

- ①新型コロナウイルス感染症対策
- ②人口増加対策
- ③子育て・教育支援
- ④高齢者支援
- ⑤改善センターはワークショップ形式で既存の場所で更新

【町長答】

7番、尾尻議員の「戸村新町長の町政にとりくむ基本姿勢について」のご質問にお答えいたします。

1点目と2点目につきましては、関連性もありますので、まとめたの回答とさせていただきます。

日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の3つの基本原理を明確に示し、今日の日本の平和と安定、経済発展等に大きく寄与してきました。

憲法下において、「地方自治の本旨」は、「住民自治」と「団体自治」の2つの要素からなると言われ、「住民自治」では、「地方自治が住民の意思に基づいて行われる」という民主的要素を含むものであり、「団体自治」では「地方自治が国から独立した団体に委ねられ、団体自らの意思と責任の下でなされる」という自主自立的かつ地方分権的要素を含むものであると言えます。

また、地方自治法においても、地方自治体は、住民の福祉の増進を図ることを基本に、地方自治の自主性及び自立性が尊重され、国と地方との適切な役割分担がされるべきものと解されています。

今後の町政を担うにあたり、こうした日本国憲法を遵守するとともに、公僕としての役割を貫いていく所存です。

また、中井町自治基本条例に定める、町を代表するもの者として、町民の意思を尊重して福祉の増進を図るとともに、中井町の発展に資するため、公正かつ誠実に町政運営を担ってまいります。

3点目についてですが、「新型コロナウイルス感染症対策」については、本年9月26日から新型コロナウイルス感染症の発生届の対象が見直しされ、町内の感染者数などの詳細は把握できなくなりましたが、今冬においては、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行により、これまで以上の患者の発生や発熱外来のひっ迫が強く懸念されていることを踏まえ、ワクチン接種での感染予防、抗原定性検査キットや解熱剤の備

蓄、発熱時など感染が疑われる際の対応、オンライン診療などの一層の周知や感染した家庭への支援拡充などを行うとともに、新たな感染症に備えたまちづくりを推進してまいります。

「人口増加対策」については、人口流出を抑制し、人口流入を促す方向性として、孔子の言葉である「近き者説き、遠き者来たる」を基本に据え、お一人おひとりが抱える困難や課題などに福祉、医療、教育、防災など各種支援できめ細やかにお応えし、町民の暮らしに寄り添うことで、定住につなげてまいります。なかいの幸福度の見える化、結婚生活支援金の創設、空き家改修補助金の拡充等に取り組んでまいります。

「子育て・教育支援」については、町の宝である中井っ子をみんなで育てていくことを基本的な考え方とし、高校卒業までの医療費無償化、高校生教科書代補助、英語教育等の幼小中連携での推進、子どもネウボラの開設などにより、子どもたちの多様な課題に応え、学びの環境を整えてまいります。

「高齢者支援」につきましては、安心して地域において生涯現役で生活していただくためのサポートを行ってまいります。買い物支援や認知症支援の充実、自治会脱退等で独居や高齢者世帯の方が地域からもれてしまわないよう地域のセーフティネットづくりなどに取り組んでまいります。

最後に、公共施設については、人ありき活動ありきの町民が納得する施設更新を行ってまいります。生涯学習の推進や文化振興のためには、多様な人が安心して利用でき、その活動の場を提供するだけでなく、人と人をつなぎ新たな活動をつくり出すことができる施設が必要です。この施設は、今後の町財政への影響等を勘案すると改善センターの建替えにより設置することが適当であり、必要な機能等については、ワークショップ形式等で多くの人と議論し、町のランドマークとなる新たな施設を建設したいと考えています。